

「西神中央における「まちなか休憩スポット」設計・制作・設置業務」

公募型プロポーザル募集要領

2023年5月

神戸市都市局

もくじ

1. 業務の名称	- 1 -
2. 業務の目的	- 1 -
3. 応募資格	- 1 -
4. 休憩スポットの条件	- 2 -
5. 参加申請手続き	- 4 -
6. 事業者の選定	- 8 -
7. 選定結果の通知および公表	- 9 -
8. 契約	- 9 -
9. 業務位置	- 10 -
10. その他	- 13 -

1. 業務の名称

西神中央における「まちなか休憩スポット」設計・制作・設置業務

2. 業務の目的

神戸市では、駅前広場のリニューアルや照明のライトアップ、滞留空間の創出といった駅前空間の高質化に加え、業務・商業機能、行政機能の充実や、文化・子育て環境の充実、駅周辺の住機能の強化、その他様々な賑わい創出の仕組みづくりを行うことで、都市ブランドを向上させ、人口誘引を図ることを目的にリノベーションを進めている。

本業務は、見違えるような神戸を目指し、本設置場所により多くの人が訪れるとともに、周辺住民の方には憩い・くつろぎ・交流のスペースとなるよう、「まちなか休憩スポット」の設置を行うことを目的とするものであり、この度、設計・制作・設置業務を担う事業者を公募型プロポーザル方式で募集する。なお、本市が選定した事業者は、別紙仕様書（案）に基づき本市と契約を締結し、設計・制作・設置までを一括して実施するものとする。

3. 応募資格

本業務に応募するものは、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

(1) 個人または単体の企業もしくは複数の企業等により構成される共同企業体（以下、「応募者等」という。）とする。

ただし、個人が応募する場合においても、設計・制作・設置を担当する企業と共同企業体を構成し、体制を確保すること。

なお、設計・制作・設置を担当する企業のいずれかは地元企業（本店を市内に有する、もしくは法人市民税の課税対象となる支店・営業所等を市内に有する）が含まれていること。

※共同企業体

代表者または 代表企業	共同企業体の構成企業のうち、代表して本市と連絡調整等の手続きを行う 個人または企業。
構成企業	代表者または代表企業と共に業務に責任を負う企業

(2) 応募者等が、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するもの
- ② 破産法（平成 16 年法律第 75 号）18 条もしくは第 19 条の規定により破産手続き開始の申立てがなされているもの
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続き開始の申立てがなされているもの
- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされているもの
- ⑤ 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税等を滞納又は未申告である団体又は代表者がこれらの税金を滞納又は未申告であるもの
- ⑥ 神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止の措置を受けているもの

⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団員等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 5 条に該当する者）。

※提出された個人または法人情報を申込資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用する場合があるとともに、契約後上記の者に該当することが判明した場合には、違約罰の請求、契約解除の対象とする。

⑧ 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当するもの

⑨ 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる法人等

＜注意事項＞

- ・1 者または 1 共同企業体につき、1 件の応募とする。
- ・参加申請後に構成企業を変更することは原則認めない。
- ・参加申請書受付後から契約候補者選定までの間に参加資格を満たさなくなった場合は失格とし、契約候補者選定後から契約締結日までの間に参加資格を満たさなくなった場合は契約の権利を失うものとする。
- ・参加申請書受付をもって、神戸市税に関する調査及び暴力団等排除要綱第 5 条第 1 項各号に該当する事由の有無を確認するため県警へ照会を行うことに合意したものとする。
- ・単体で参加した企業は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、複数の共同企業体の構成員として参加することはできない。
- ・共同企業体で参加する場合は、代表企業を決定すること。また、構成企業（代表企業含む）及び協力企業の役割分担を明確にすること。
- ・違約金の徴収、損害賠償の請求、契約の解除なども含み本契約にかかる義務や費用負担が発生した場合には、共同企業体が連帯して債務を負担することとする。この場合、本市は代表企業と手続きを行うが、これらにかかる内部負担割合は、あらかじめ共同企業体を構成する企業間において取り決めておくこと。
- ・構成企業は「設計」「制作」「設置」の業務の一部に限って、構成企業以外の企業に請け負わせることができるるものとし、業務の全部を構成企業以外の企業に請け負わせることができないものとする。構成企業以外の企業に業務の一部を請け負わせようとする場合には事前に市の承諾を得るものとする。

4. 休憩スポットの条件

以下の項目を踏まえて提案すること。

① 設置位置

位置図及び設置範囲図に示す位置とする。

② 設置位置の周辺状況

西神中央エリアは、郊外に開発された住宅地で、住宅地から外に出ればすぐに自然豊かな農村風景の広がっているような立地にある。近年では、「進化する上質なまち」をコンセプトに、駅周辺の

公共空間の改修をはじめ、大型商業施設のリニューアルや文化芸術に親しめるなでしこ芸術文化センターなど、子育て支援施設の整備などにより、このまちに暮らす人々が、より上質な時間が過ごせるよう、駅周辺の多彩なリノベーションを進めている。

設置位置を含むブレンティ広場も昨年度リニューアルし、周囲のショッピングセンター利用者の憩いの場として、また、イベント利用の場として利活用を進めており、近隣農家と消費者が交流するマルシェが定期的に開催されている。

③ 規模・大きさ

個数についての制限はないが、同時に6人以上が使用できる休憩目的のストリートアニチャードとする。（1人で使用するものを6個や、1人で使用できるものを2個と2人で使用できるものを2個の組み合わせ等でも可）

業務の目的を達すると認められる場合は、一部に既製品を使用しても差し支えない。

位置図及び計画平面図に示す範囲に収まることとする。

④ 全体計画

「デザイン性」、「利用しやすさ」、「快適性」、「多様な使い方」に配慮して、人々の来訪目的となり、また、来訪者がくつろげる空間となるような計画とすること。

⑤ 安全性・維持管理

・想定される利用において、転倒・落下等の危険性がない構造・デザインとすること。

・人が乗る・立ち上がるなど、偏った荷重がかかった場合にも構造物が破損しない強度や転倒しない構造であること。

・日光・風雨・温度・湿度・オゾン・塩害等に対する耐久性を有しているとともに、休憩等の利用にふさわしい、安全性の確保された材質を使用し、10年以上の耐用年数をもつものとする。

・本市では、公共建築物等への木材利用を推進しており、本事業においても積極的に木材（兵庫県産材）利用を検討すること。

（神戸市における木材利用の推進）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a99375/shise/kekaku/kezaikankokyoku/mokuzairiyou.html>

・木材を使用する場合は腐朽等の劣化への対策を行い、十分な耐久性を有すること。

・安全性や劣化等維持管理（交換・修理）にかかる手間などに配慮すること。

・構造物のデザインや加工にあたっては、都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）平成26年6月国土交通省を参考して、挟み込み等の物的ハザードを回避すること。

・座面としての利用が想定される部分については、家具－いす及びスツール－強度と耐久性の試験方法（JIS S 1203:1998）7.1座面の強度試験～7.4ひじ部の静的垂直力試験（試験区分5）の試験強度に耐えうる強度を有していること。

・テーブルとしての利用が想定される部分については、家具－テーブル－強度と耐久性の試験方法（JIS S 1205:1998）7.1.1垂直力試験 主作業面（試験区分5）の試験強度に耐えうる強度を有していること。

⑥ 設置条件

・同時に6人以上が使用できること

- ・憩い、休憩、滞在ができるような設えとすること
- ・自重等により転倒や容易に移動できない構造（据え置き式など）を採用すること
- ・接地面のインターロッキング舗装を破損しない構造とすること
- ・設置範囲には、雨水枠やフットライトを含むため、これら構造物への影響のない配置とすること
- ・選考後、プレンティ広場の設計意図や活用を踏まえ、設置場所の詳細について本市と調整すること。

⑦ 業務期間

2024年3月29日までに現地設置を完了すること。

⑧ 委託額

本業務における契約は、設計、制作、設置、関係者協議資料作成ほか本業務に要する費用を含め、1,000万円（税込）を上限とする。

<注意事項>

- ・本公募において採用されたデザインに係る知的所有権は、すべて神戸市に帰属するものとする。ただし既製品にかかる知的所有権を除く。
- ・事業者の選定後、安全管理等の観点から本市よりデザインの変更を求める場合がある。この場合は、事業者は協議に応じ、適切に対応すること。
- ・他で採用されているまたは他の公募等に提案中などのデザイン、あるいはそれに類似したデザインを用いた応募は不可とする。なお、応募後に判明した場合には、失格、資格の取り消しまたは、契約解除とし、施設設置後に判明した場合には、損害賠償の対象とする。
- ・現在、プレンティ広場では、更なる賑わいづくりを目的に、設置位置を含めた広場全体でベンチの試験設置を実施している（5/13～6/9予定）。試験設置終了後は、設置位置以外の場所で、本市による既製品のベンチの段階的な設置を予定している。グリーンループ内においては、本公募による休憩スポットの設置状況を踏まえたうえで、既製品ベンチの設置を予定している。

5. 参加申請手続き

(1) 事務局

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル9階

神戸市 都市局 内陸・臨海計画課

電話：078-595-6788 FAX: 078-595-6812

電子メールアドレス：shintoshi_keikaku@office.city.kobe.lg.jp

※受付は、受付期間内の開庁日（土曜、日曜、祝日を除く）9時～12時及び13時～17時とする。なお、持参する場合は、事前に電話連絡をすること。

(2) スケジュール

内容	期日等
公募開始、実施要領の配布	2023年5月23日(火)～2023年6月5日(月) 17時
参加申込書及び質問票の提出期間	2023年5月23日(火)～2023年6月5日(月) 17時
質問に対する回答	2023年6月20日(火) 予定
企画提案書類の提出期間	2023年7月31日(月)～2023年8月4日(金) 17時
業務選定委員会	2023年8月22日(火)・23(水)予定 ※詳細は参加申込者に別途通知します。
選定結果の通知・契約の締結	2023年9月上旬 予定

① 実施要領等の配布

配布期間：2023年5月23日(火)から2023年6月5日(月)

配布方法：神戸市ホームページに掲載。郵送等による配布は行わない。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a26136/20230523machinaka.html>

② 参加申請関係書類の受付

提出期間：2023年5月23日(火)～2023年6月5日(月)17時（必着）

提出書類：ア：（様式1-1）参加申請書兼誓約書…1部

※共同企業体として参加する場合は様式1-2も併せて提出すること。

イ：（様式1-3）事業者概要…1部

※共同企業体として参加する場合は構成企業ごとに様式1-3を作成し提出すること

※神戸市入札参加資格者として登録のないものが応募する場合は、「法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）」、「納税証明書（国税及び地方税）」及び「神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書」を提出すること。

※地元企業の要件を、法人市民税の課税対象となる支社・支店・営業所等とする場合は、それを証するもの（直近の納税証明書等）を提出すること。

提出方法：持参または郵送（書留郵便に限る）にて提出すること。電子メールでの提出に対しては受付しないで注意すること。

※参加申請関係書類が期限までに到着しない場合は無効とする。また、郵便事故等により書類が届かなかつたことに対する異議を申し立てることはできない。

受付場所：神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国際ビル9階

（神戸市 都市局 内陸・臨海計画課）

その他：参加申請書の受理後、受付完了の旨を電子メールにて通知します。

③ 質疑に関する事項

提出期間：2023年5月23日(火)～2023年6月5日(月)17時まで

提出方法：質問票（様式5）に質問事項を簡潔に記入し、件名を「西神中央における「まちなか休憩スポット」質問票の送付【事業者名】」とし、上記の事務局宛に電子メールにて送

付すること。なお、期間外の質問や電話等の適切な手段によらない質問には回答しない。

回答予定：2023年6月20日（火）

回答方法：期間内に提出された質問をとりまとめ、質問者を選定しない形式で参加申請書を提出したすべてのものに電子メールにて回答する。

その他：質問における回答内容は、実施要領の記載事項の追加または修正事項とする。

④ 企画提案書の提出

提出期間：2023年7月31日(月)～2023年8月4日(金) 17時（必着）

提出書類：事業者概要書（様式2）…1部及び電子データ（CD-R：PDF形式）

- ・実施体制（総括責任者・設計者・制作者・設置者を明記すること）
- ・同業務の実績がある場合は、業務実績に係る資料（実際に利用されている時の写真、設計書等を添付すること）

企画書（様式3）…1部及び電子データ（CD-R：PDF形式）

※図面は原則A3カラーとする。工程表等はA4でも可とする。

- ・配置図（S=1/200:A3）、平面図（S=1/20:A3）
- ・立面図（S=1/20:A3）2面

上記図面に、主要材料表（材質、概算重量等）やデザインコンセプトを記載し、既製品を使用する場合には品番を明示すること。

- ・パース図（3点）

指定方向を2点、その他アピールしたい方向から1点

※指定方向については計画平面図に記載

- ・配色のわかる資料（色見本の添付、色番号の記載等によりわかりやすいものとすること）
- ・工程表（設計・制作・設置の所要日数を明記すること）
- ・安全性確保の考え方・確認方法・材料を選定した理由と耐久性に係る資料
※企画提案時には確認結果（構造計算書など）までは求めない
- ・維持管理計画（案）（手間・費用等）
- ・見積書（参考：様式4）…1部及び電子データ（CD-R：PDF形式）、設計・制作・設置に要する費用の内訳がわかるように記載すること。

提出方法：持参または郵送（書留郵便に限る）にて提出すること。

受付場所：神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国際ビル9階

（神戸市 都市局 内陸・臨海計画課）

⑤ プレゼンテーション審査（選定委員会の開催）

開催日：2023年8月22日(火)・23日(水)予定

場所及び時刻等については、別途通知する。

6者以上の応募があった場合は、書類審査を実施し、選定された上位5者程度のみのプレゼンテーション審査とする。

⑥ 参加辞退について

参加申請書類提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、2023年8月4日(金)17時までに「参加辞退届（任意様式）」を提出すること。

⑦ 留意事項

- ・本募集要領に修正・変更・追加等があった場合は、応募申込者全員に電子メールにて送付する。
- ・企画提案書の作成等、本プロポーザルに参加する際に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- ・提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- ・いかなる場合も提出された全ての書類は返却しない。また、企画提案書受付後の内容の修正および変更是認めない。
- ・提出された書類について審査・業者選定の用途以外に応募者に無断で使用しないが、情報公開請求があった場合は、神戸市情報公開条例に基づき公開することがある。
- ・選定された事業者は、神戸市の定める委託契約約款に基づき契約手続きを行い、契約を締結する。また、提出された書類に関する内容も契約の範囲とする。
- ・契約時における業務費用については、見積り額を上回らないこととし、契約額の変更は原則認めない。
- ・契約締結後であっても、応募資格を満たさないことが判明した場合または書類に虚偽の記載が発覚した場合は、神戸市は何ら催告を要せず契約を解除することができる。なお、これにより事業者に生じた損害について神戸市は一切の責任を負わない。

6. 事業者の選定

(1) 選定基準

企画提案等に対する評価は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的に行うものとしている。

評価項目	評価視点	配点
コンセプト	コンセプトが明確か、周辺状況を読み込んだ内容か	10
デザイン性	周辺状況を踏まえたデザインか	40
	SNSで誰かに伝えたくなるデザインか	
利用しやすさ	立ち寄りやすく、居心地のよい空間か	
快適性	利用者が安全・安心で快適な計画となっているか	
多様な使い方	年齢性別を問わず、多様な方が利用できるか	
安全・維持管理への配慮	安全性や劣化の軽減に配慮した構造や材料か	30
	維持管理にかかる手間などに配慮しているか	
実現可能性	実現性の高いスケジュールや設計か	
経済性	見積金額に対して妥当な提案か	
	経済的な維持管理が可能か	
体制・実績	若手技術者（35歳以下）を活用しているか	20
	同種事業の実績	
所在地（地元貢献）	企業の所在地	

※共同企業体の場合は、構成企業の所在地、業務実績により評価する。

(2) 選定方法

- ・本プロポーザルにおける契約候補者の選定は書類審査及びプレゼンテーション審査により行う。
- ・6者以上の応募があった場合は、書類審査を実施し、選定された上位5者程度のみのプレゼンテーション審査とする
- ・評価については、本市職員で構成される「まちなか休憩スポット設計・制作・設置(施工)業務委託事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）が行い、その評価点数がもっとも高い者を契約候補者として選定する。
- ・評価を行った結果同点となった場合、「デザイン性」の点数が最も高い者を上位とする。
- ・最も評価点の高い者の点数が60点に満たない場合は、契約候補者として選定しない。
- ・参加者が1者の場合においても本プロポーザルは成立するものとする。
- ・プレゼンテーション審査については、実際に実務に携わる者が対応するものとし、デザインについてのプレゼンテーションは設計（デザイン）担当が参加して行うこと。

※選定理由、選定結果等に関する問合せには一切応じない。

(3) 失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
- ・選定委員に対して、直接・間接問わず故意に接触を求める
 - ・他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
 - ・事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
 - ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
 - ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

7. 選定結果の通知および公表

選定結果については決定後速やかに参加者ごとに書面で通知するとともに、本市ホームページ上で公開する。

なお、選定結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

【主な公表内容（予定）】

- ・1位（契約候補者）の企業名および評価結果、ペース
- ・2位以降の評価結果（企業名は公表しない）

8. 契約

(1) 契約の方法

本市は本プロポーザルの参加者の中から、選定委員会での選考を経て契約候補者を決定したうえで、神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は仕様書（案）及び企画提案書に基づき、本市と協議の上決定する

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払う。

(3) 契約書案

委託契約書（頭書）（案）及び委託契約約款のとおりとする。

(4) その他

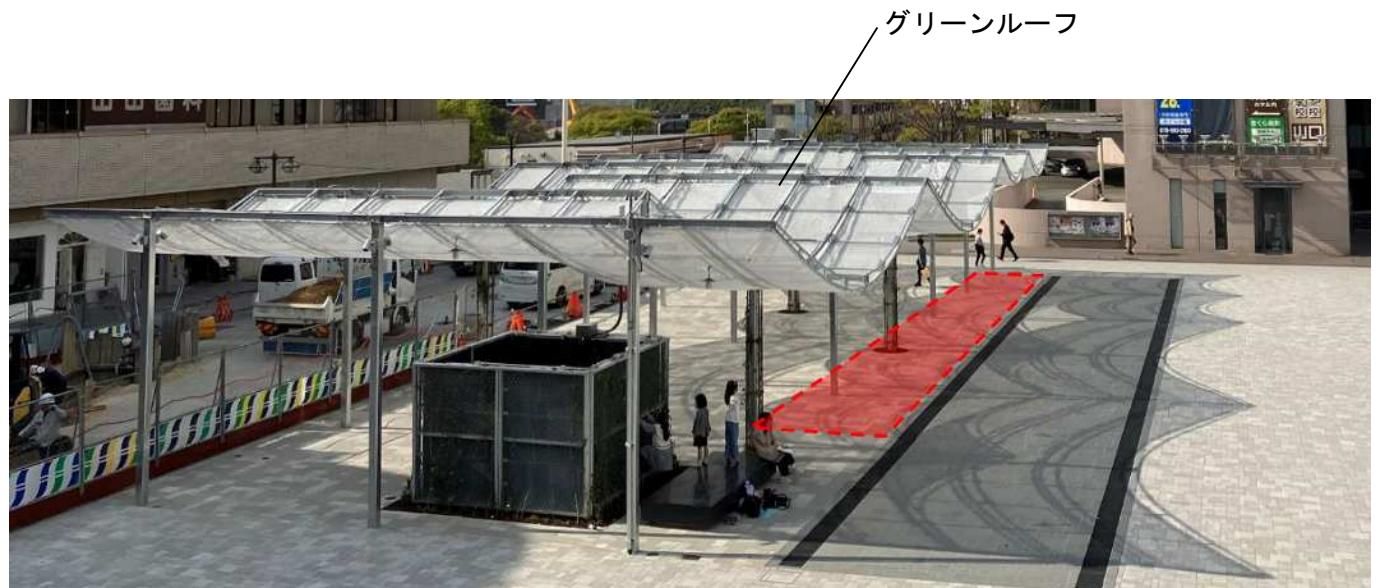
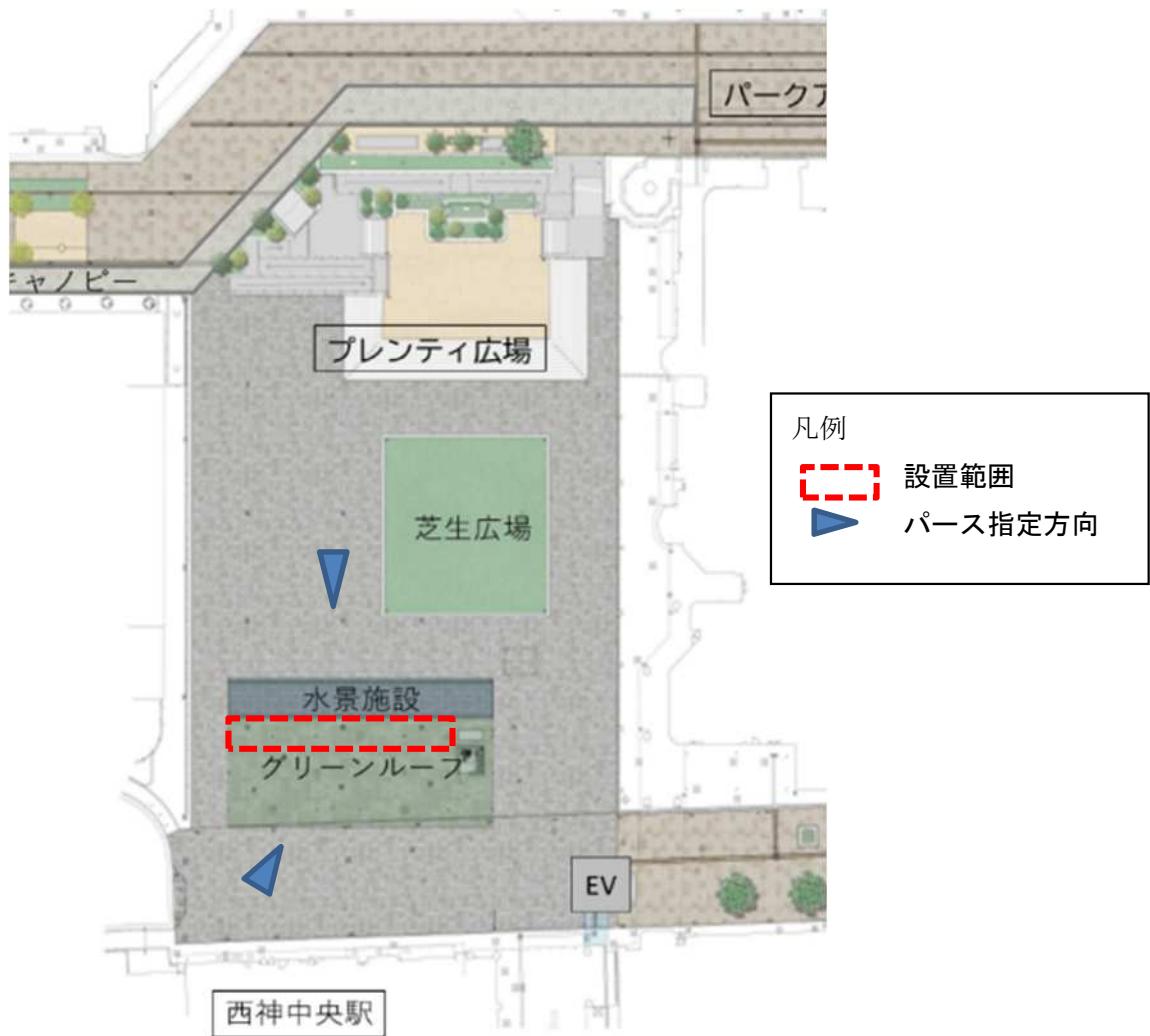
- ・契約時における委託料は10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とし、原則プロポーザル時に提出のあった見積書における見積額を上回らないものとする。
- ・契約の締結に際し、参加申請書類等の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。その際には、次点者を新たな契約候補者として契約手続きを行う。
- ・契約締結後であっても、当該契約の履行期間中に受託者が「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」に基づく除外措置を受けたとき、もしくは当初から参加資格を満たさないことが判明した場合は、本市は何ら催告等を要せず契約を解除することができる。なお、これにより受託者に生じた損害について本市は一切の責任を負わない。
- ・プレゼンテーション審査は、最良の提案をした者を選定するものであるため、仕様の内容は提案された内容を基本とするが、神戸市と協議の上業務に係る仕様を確定し、神戸市の各種規定に基づき契約手続きを行う。

9.業務位置

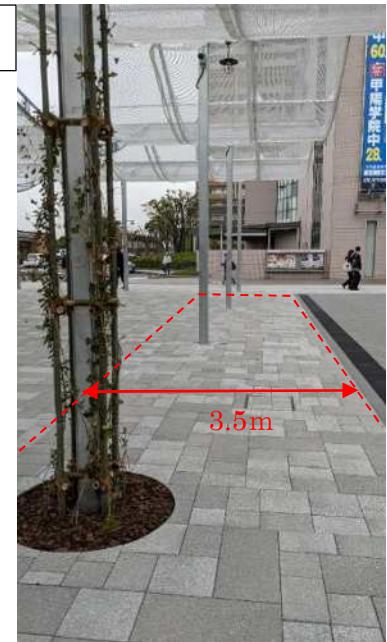
位置図



位置図一2



設置範囲図



(昼間)



②



(夜間)

③



10. その他

<提供資料>

- ・グリーンルーフ平面図、立面図、断面図データ（CAD(DWG形式)データ、PDFデータ）